

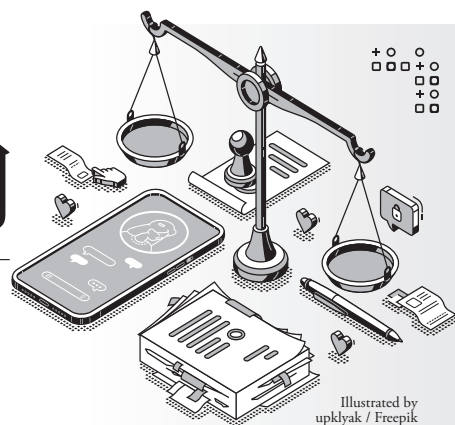
新しい法律のご案内

LINE UP

聴覚障害のある児童の交通事故損害賠償に関する新しい判例 ……1頁

「懲役」と「禁固」は廃止され、
「拘禁刑」ができました ……2頁

第三者委員会について ……3頁



Illustrated by
upklyak / Freepik

聴覚障害のある児童の交通事故損害賠償に関する新しい判例

～障害を理由とする減額を否定～



弁護士 高江俊名

聴覚障害のある小学生の児童が交通事故に遭って亡くなった場合の逸失利益（経済的損害）はどのように算定されるべきか。

このことが問題になった裁判で、大阪地方裁判所は、聴覚障害があったことを理由に一定の減額をした判決を言い渡していましたが、大阪高等裁判所は、2025年1月20日、大阪地裁の判断を変更し、障害を理由とする減額をせずに損害を算定して賠償を命ずる判決を言い渡しました。

1 これまでは減額するのが通例

交通事故などによって被害者が亡くなった場合の損害賠償では、大きく分けると、被害者に生じた経済的な損害と、精神的苦痛についての損害（慰謝料）について賠償の請求がなされます。

経済的な損害で主なものとして「逸失利益」があります。事故がなければ得られたはずの利益（将来の収入）を算定し、その利益を失ったことを損害として賠償を求めます。

被害者が児童や学生の場合は、通常、統計上の平均賃金の額をもとに逸失利益の算定がなされますが、被害者が障害を有していた場合は、これまでの裁判例では、平均賃金の額をそのまま基にするのではなく、一定の減額をして逸失利益を算定するのが通例でした。障害を有している児童

の場合は、将来、就労可能な年齢になって就労したとしても、障害のない人と同じような収入を得られる可能性は低いというのがその理由です。本件の1審の大阪地裁も、15%の減額をして逸失利益を算定しました。

しかし、本件の大阪高裁は、障害を理由とする減額をせずに損害を算定し、賠償を命ずる判決を言い渡しました。

2 「障害」の捉え方の転換

注目されるのは、その理由です。大阪高裁判決は、その理由の中で、近年、「障害」の捉え方が転換されていることや、そのことが障害者法制にも反映されてきていることについて、詳しく述べています。

従来、「障害」は、個人の心身機能の問題であり、医療によって社会に適応していくものと捉えられていました（医療モデル）。これに対し、近年は、「障害」は社会環境などの障壁によって生み出されるものであり、社会がその障壁を解消すべきものと捉えられるようになっていきます（社会モデル）。例えば、店の入口に段差があり、車椅子の人が段差のために店に入れないという場合、「医療モデル」では、店に入れないのはその人に足の障害があるのが原因と考えます。しかし、「社会モデル」では、店の入口にスロープがないのが原因と考えます。入口にスロープがありさえすれば、

その人の足が動かないことは「障害」にはならないわけです。

日本も批准している障害者権利条約や、同条約を受けて国内法として整備された障害者差別解消法は、そのような「社会モデル」の考え方を取り入れて「障害」を定義し、行政や事業者に対し、社会的障壁を解消する措置をとることを求めています。2024年4月からは、改正された障害者差

別解消法が施行されており、社会的障壁の解消に関して行政や事業者が措置をとるべきことが義務化されています。

大阪高裁判決は、そうしたことを指摘し、障害を理由とする減額をせずに逸失利益を算定しました。

判決の理由では、被害児童の能力が他の児童と比べても遜色なかったことなども述べられていますが、判決の根底には、障害の「社会モデル」の考え方があると思われます。

「懲役」と「禁固」は廃止され、「拘禁刑」ができました



弁護士 松 森 彬

1 「拘禁刑」という新しい刑罰ができました

罪を犯した人への刑罰である「懲役」と「禁固」が廃止され、6月1日から「拘禁刑」という新たな刑罰に一本化されました。3年前の刑法の改正で決まっていたが、いよいよ施行になりました。拘禁刑は、6月1日以降に起きた事件や事故に適用されます。これまでは、「懲役〇年に処する」あるいは「禁固〇年に処する」という判決でしたが、これからは「拘禁刑〇年に処する」という判決になります。

刑法が明治40年に制定されて以来、刑罰が変わるのは初めてです。どう変わるのか、改正された理由は何かをご説明します。

2 これまでの懲役刑と禁固刑

懲役刑は、刑務所での労働（木工、金属加工、織物製造、革加工など）が義務づけられていました。労働（作業）をさせるのは、いわば懲らしめでした。わずかの作業報奨金が出ますが、1か月平均4500円ほどで、原則として出所時に支払われます。

これに対して、禁固刑は、労働（作業）をする義務はありません。禁固刑は、内乱罪などの政治犯と交通事故などの過失犯について定められていますが、これらの罪で実刑判決を受ける人は、ごく僅かです。2022年に懲役の実刑判決が確定した人は1万4410人（99.7%）でしたが、禁固刑を受けた人はわずか44人（0.3%）でした。しかも、禁固刑の受刑者も何もしないのは苦痛であるとして、8割以上の人が作業を志願して働いています。

このように、禁固刑の受刑者は少数であるうえ、実態もあまり変わらないことから、以前から一本化の議論がありました。

3 拘禁刑とは

拘禁刑は、懲役刑と禁固刑を統合する形で新設された刑罰です。刑務所に拘置して自由を奪う刑罰であるという点では、懲役刑や禁固刑と同じです。

ただ、拘禁刑には、懲らしめの意味合いの労働（作業）は無く、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」（改正刑法12条）ことになりました。懲役刑の場合、改善更生や社会復帰のために指導する時間を確保しにくかったのですが、拘禁刑では、受刑者の年齢や資質、障害の有無などに応じて作業と指導を行うことができるようになりました。

4 改正のねらい（「立ち直り」と「再犯の防止」）

（1）再犯の防止

拘禁刑が新設され、それに一本化された一番の理由は、受刑者の立ち直りの指導に重点を置き、再犯を防止することです。

日本では、刑法犯は2002年をピークにして減少する傾向にありますが、罪を繰り返す人が増えていて、高止まりになっています。2023年に刑務所に入った人の55%が2回目以上の入所でした。

ちなみに、現在の刑務所の受刑者の人数は、約3万3000

人で、一時期よりだいぶ少なくなりました（令和6年版犯罪白書）。罪名は、窃盗が一番多く、次いで覚せい剤取締法違反、詐欺、道路交通法違反などです。

受刑者の特徴を一つ指摘しますと、約半数が中卒です（河合幹雄「終身刑の死角」洋泉社新書、46頁）。高齢者や病気を持っている人、知的障害がある人など、本来、福祉の支援が必要な人も少なくないようです。

(2) 刑罰のあり方の見直し

また、懲役刑が見直されることになった背景には、刑務官（刑務所職員）による暴力事件や虐待があります。名古屋刑務所では2001年に刑務官らが受刑者に放水して死亡させるという事件がありました。刑務所内の秩序を維持するため、日本では軍隊式のやり方で生活を規制しています。起床から就寝まで、すべて号令のもとで集団行動をします（河合・前掲51頁）。私は、司法修習のときに刑務所内を見る機会があり、受刑者の生活について説明を受けました。約50

年前のことで、今は変わっているかもしれませんが、当時は、受刑者に何もしないときは正座するよう命じており、そこまで規制するのかと思いました。

これまでの懲役刑では、労働は懲らしめ（懲罰）であり、決まったことをさせることに重きがありました。労働（作業）の内容も社会復帰後の生活とは無縁のものであったようです。

新しい拘禁刑では、受刑者が出所した後に社会復帰ができるように、それぞれの受刑者の年齢や特性に応じた作業と指導が用意されます。イタリアやノルウェーでは、受刑者が刑務所の外に出て働く機会を設けるなど、受刑者と地域の交流を増やして再犯率を下げた例もあるようです。日本でも、新たにできた拘禁刑で、罪を犯した人の更生改善と社会復帰に役立つ処遇や指導を実践していくこととなります。

第三者委員会について

1. 第三者委員会とは

近年、「第三者委員会」という言葉をよく耳にします。フジテレビや兵庫県の知事をめぐる問題でニュースにたびたび登場しました。

第三者委員会とは、企業や官公庁等の組織で不祥事や不正等が疑われる場合に、利害関係のない独立した立場から、事実関係等を調査し、不祥事の原因の分析や再発防止策等の提言をするために立ち上げられる委員会のことです。企業や組織と利害関係をもたない外部の専門家等により構成されるという点で、「内部調査委員会」と呼ばれるものとは異なります。内部調査委員会は、企業内部の経営者や従業員などを中心に、弁護士などの外部有識者を加えて組織されます。第三者委員会に比べて独立性が劣ります。

第三者委員会は法律に特段の規定はなく、法律が設置を求めているものではありません。ただ、日本弁護士連合会が「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を作成しており、多くの第三者委員会



弁護士 柳 本 千 恵

はガイドラインに沿って設置・運用されています。

そこで、以下では、この日弁連が設けたガイドラインの概要についてご紹介します。

2. ガイドラインの概要

(1) 第三者委員会の目的

日弁連のガイドラインでは、第三者委員会の目的について、すべてのステークホルダー（企業が経営をするうえで、直接的または間接的に影響を受ける利害関係者のこと）のために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、企業等の信頼と持続可能性を回復することとされています。

すなわち、第三者委員会による調査は、発生した不祥事の実態の調査を実施し、事実認定を行い、これを評価して原因を分析し、不祥事を発生させた根本原因を明らかにするためのものです。関係者の法的責任を判定・追及したり、経営に対して意見を具申したりするものではありません。

(2) 構成委員

企業等と利害関係を有する者は委員に就任することができません。例えば、企業等の顧問弁護士は「利害関係を有する者」に該当します。

委員の数は3名以上を原則とし、弁護士の他に、学識経験者や公認会計士等が委員として加わることが望ましいとされています。

(3) 企業等の協力

第三者委員会の調査は法的な強制力をもたない任意調査ですので、企業等の全面的な協力が不可欠です。そこで、第三者委員会は、受任に際して、企業等が所有する資料、情報、社員へのアクセスを保障することや、第三者委員会による調査に対する優先的な協力を従業員等に対して業務として命令すること等を企業等に求めるものとされています。

(4) 報告書の記載内容

調査報告書の起案権は第三者委員会に専属し、第三者委員会は、調査により判明した事実とその評価を、企業等の経営陣に不利となる場合であっても、調査報告書に記載することとされています。

第三者委員会の依頼者は、当該企業等であり、第三者委員会の委員に対する報酬は企業等から支払われますので、企業等に不利な事情を記載することについて、委員が戸惑いを感じることもあり得ます。もっとも、第三者委員会の目的は上記(1)のとおりであり、実質的な依頼者はすべてのステークホルダーですので、企業等の信頼と持続可能性を回復するために、企業等に不利な事情であっても記載することが求められます。

(5) 資料等の処分権

調査において収集した資料等をどのように扱うかの判断

(処分権)は第三者委員会が専有するとされています。調査において収集した資料等が企業等に提供されて従業員の処分や人事評価等に使用されることになれば、調査への協力を得ることが困難になり、ひいては不祥事の実態を究明するという第三者委員会の目的が損なわれることになるからです。もっとも、事案によっては役員等の法的責任の追及のために資料等を提供する必要性が認められる場合もあります。この場合には、第三者委員会の判断で資料等を企業等に提供することも可能ですが、調査に際してあらかじめ調査対象者に提供の可能性がある旨を告知することが必要であるとされています。

3. 第三者委員を経験して

第三者委員会の歴史はまだ浅く、本稿で紹介したガイドラインも第三者委員会の設置・運用について大枠を記載したものに過ぎません。

私は、これまで、学校における重大ないじめや事故が生じた事案で第三者委員会の委員を担当しました。第三者委員会が調査する案件は千差万別で、実際にどのように調査を進めていくかはケース・バイ・ケースです。子どもからの聴き取り一つとっても、聴き取りの場所、椅子の位置関係、尋ね方等、どのような方法がベストかを常に検討しながら進めています。

第三者委員会の調査能力に限りがあるのも事実ですが、決して企業等の傀儡である等の批判を受けることのないよう、第三者委員会には、全てのステークホルダーのために、独立した立場で徹底した調査・提言をすることが求められます。

あ と が き

暑い毎日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。事務所ニュースの夏号をお送りさせていただきます。

今回は、「聴覚障害のある児童の交通事故損害賠償に関する新しい判例」、「『懲役』と『禁固』は廃止され、『拘禁刑』ができました」、「第三者委員会について」の3本を掲載しています。

2025年（令和7年）7月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階
電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/> 西天満総合法律事務所 (ホームページには地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江 俊 名

弁護士 松 森 彬

弁護士 柳 本 千 恵